

公益財団法人 公益法人協会 第 71 回(通常)理事会議事録

- 1 開催された日時 2022(令和4年)年12月12日(月) 15時～17時05分
- 2 開催された場所 仏教伝道センタービル 8階「和」
- 3 理事総数及び定足数
総数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 13名
(会場出席) 浦上聖子、太田達男、清水肇子、時枝(雨宮)孝子(以下「雨宮理事長」)、
鈴木勝治、田中 皓、長沼良行、早瀬 昇、日野孝俊、山岡義典、渡邊 肇
(オンライン出席) 片山正夫、高宮洋一
(欠席) 岸本幸子、橋本大二郎
(監事出席) 谷村 啓、平川純子(以上、会場出席)、中田ちず子(オンライン出席)
(評議員傍聴) 稲垣裕志、島田京子、角田正樹、吉井實行(以上、会場)、秋山孝二、伊藤道
雄、上保紀夫、樺山紘一、川嶋 真、谷井 浩、茶野順子、永沢裕美子、西田浩
子、山本晃宏(以上、オンライン傍聴)
(顧問傍聴) 石村耕治、岡本仁宏(以上、オンライン傍聴)
注) 本理事会には傍聴を希望する評議員14名及び顧問2名が同席又は視聴した。

5 議 題

決議又は承認事項

- 第1号議案「臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件
- 第2号議案「『役員等候補選出委員会へ提出する評議員候補者名簿』の承認」の件
- 第3号議案「決議の省略の方法による評議員会の招集」の件

報告事項

- ① 「有識者会議」の開催状況
- ② 「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案」についての意見書
- ③ 創立50周年記念シンポジウム(10/18)の開催、大会声明他
- ④ 「訪米調査ミッション2022」の実施結果
- ⑤ 「非営利法人のためのESG投資研究会」進捗状況
- ⑥ 「東アジア市民社会フォーラム2022」の開催結果
- ⑦ 「マスコミ懇談会2022」の開催
- ⑧ 2022年度上期財務及び会員の状況
- ⑨ その他報告(9月理事会で報告済みの項目を含む)
 - 1 「別表H」をめぐる行政庁の動向と当協会の意見
 - 2 令和5年度税制改正に対する要望書の提出
 - 3 監事会報告

4 その他職務執行状況

6 議事の経過及びその結果 定足数の確認等

(1) 定足数の確認等

冒頭で長沼理事・総務部長より、理事は総数15名中13名が着席又はオンライン入室し、2名は欠席であること、したがって開催要件の定足数たる過半数8名以上の出席を充足していることを確認し、監事は出席予定の3名すべてが着席又はオンライン入室しているとの説明があった。続いて、オンラインミーティングツール（Zoom）により、オンライン出席者とは互いに音声が届くこと、適時的確な意見表明が互いにできることが確認され、同理事から本会議の議事進行について説明があった。また、本理事会を傍聴し、報告事項では意見交換等へ参加を希望する評議員4名の同席傍聴、評議員10名及び顧問2名のオンラインによる傍聴が了承された。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき雨宮理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議事録署名人を定款第52条の規定に基づき雨宮理事長、鈴木副理事長、谷村監事、中田監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

○ 決議及び承認事項

第1号議案「臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件

雨宮理事長より、評議員会を下記要領にて招集することについて定款に基づき本理事会にて決議を求める旨、議案説明があった。

日時：2023(令和5)年3月9日(木) 14時開始

場所：仏教伝道センタービル

目的である事項等：2023年度事業計画書及び収支予算書等の承認
審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第2号議案「『役員等候補選出委員会へ提出する評議員候補者名簿』の承認」の件

雨宮理事長より次の議案説明があった。説明によると評議員総数は25名であったが、うち1名（木村裕士氏）から辞任の申し出があったのでこれを受諾した。後任候補者の氏名を掲載した評議員候補者名簿につき本理事会で承認を得た後、いずれも決議の省略の方法にて役員等候補選出委員会、次いで臨時評議員会に提出して選任を諮りたい、とのことであった。

審議の結果、次の1名を評議員候補者として掲載した名簿の提出を、出席理事全員一致で承認した。

相原 康伸（公社）教育文化協会理事長

第3号議案「決議の省略の方法による評議員会の招集」の件

雨宮理事長より、第2号議案にて承認された候補者名簿に掲載された候補者の評議員選任に

係る評議員会を、定款第 28 条に規定された評議員会決議の省略の方法により行うべく招集を提案する旨、議案説明があった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

○ 報告事項

① 「有識者会議」の開催状況（雨宮理事長）

報告によると、「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」は、経済財政政策大臣のもと 10 月 4 日に第 1 回を開催し、本日までに 7 回が終了している。民間による社会課題解決に向けた公益的活動を一層活性化し新しい資本主義の実現に資するための制度改革及び運用改善の方向性について検討するものである。本有識者会議の設定は「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」の策定の中で(一社)経済団体連合会・戸倉会長の発言をきっかけに始まった。新公益法人制度ができて 14 年目、収支相償や遊休財産規制等民間公益活動の規制が厳しいのは問題であるという指摘で制度改革、見直しの検討が実現することになった。有識者会議のメンバーは公益法人、一般法人の役員、法学者、公認会計士、弁護士、経済界等であり、座長は雨宮が務めている。今後の予定としては、これまでの議論をふまえて来年 1 月末までにパブリックコメントが行われる予定。3 月末に最終報告のためのたたき台を作成し、4 月末に最終報告素案、5 月に最終報告書のとりまとめ、5 月末公表、6 月に実行計画に盛り込み法案が作成される見込みである。大きな改正を望みたいところである。

本会議の主題は、①収支相償原則等公益性の認定基準はいかにあるべきか、②国民の信頼確保のための法人の自律的ガバナンス、説明責任はいかにあるべきか、という 2 点である。①については、公益法人協会では 2 年前の大会宣言から一貫して撤廃すべきだと考えている。収支相償の趣旨、すなわち事業収入をできるだけ公益に使うべきであるという点は理解できるが、公益目的事業収入ではない寄附金を収入に入れることについて正確に解釈できるよう改正すべきである。有識者会議において寄附金を指定正味財産にすればよいという意見があるが、これでは寄附者に指定を強要することになり、指定正味にすれば収入から抜くことができるというのは逃げ道のテクニックに過ぎない。遊休財産規制についてもパンデミックのような緊急時に法人として存続できる範囲は何年くらいか、説明できなければならなくなってしまう。長期的に貯めて使用しないことを死蔵といわれるが、公益目的のために貯めるのであるからそもそも死蔵などあり得ないのではないか。また、②については、公益法人側も襟を正し自らの規律に基づきガバナンス・コード等を作成しかつその規定を順守する、さらには自ら積極的に情報公開し社会の理解を深めることが必要であると考え。運用でカバーするのではなく法律に解決策を求めることが重要であると考えている。

本件に関して、次の質疑応答があった。

(太田理事) 昭和 46 年以來この問題にかかわってきたが、規制強化ではなく初めて前向きなアジェンダ設定で開かれた会議だと思う。雨宮理事長が座長で会議を差配されるのでぜひ頑張っていたきたい。全面的に応援したい。現行の行政担当が事務局

をやっていると保守的にならざるを得ない。私が理事長時代には収支相償の問題だけで大臣に直接3度会ってお願いしたが、大臣は結局事務局に、詰問しても決して単年度の収支相償を求めているものではありませんとごまかされてしまう。そのようなことにならないよう期待している。2008年の公益法人制度有識者会議の報告書で「事後規制で監督をしていく」とはっきり書かれており、事前規制から事後規制へ。公益認定に当たっては過去の業績ではなく今後の計画でということが書かれている。形式的にはその方向だが現実的には過去の業績をとらえて公益認定がしにくいという状況にある。新しい法人の公益認定が少なくなっている。委員の皆さまには当初の有識者会議の報告書をもう一度読み直していただき、ぜひこの精神を貫き続けて欲しい。また公益信託について、法務省と内閣府も前向きに新しい社会のメニューとして提供していこうというのを議事録資料で拝見し、うれしく思っている。より一層、委員会で頑張っていただきたい。

(高宮理事) 雨宮理事長の座長ならではのご苦労、お話を承ってよく理解した。中身の濃い集中した議論が展開されており、出席者はもちろん座長のご努力は大変なものだと思う。これまでのあらゆる場面でわれわれ非営利、公益事業の団体、産業界としては、すべてのメンバーからより一層公益事業を進展させるためには、ここが重要だというポイントは出ている。ご懸念されているような着地点となると、非常に失望感の大きいものになる。一つのタイミングとしてはこれからパブリックコメントがあるというお話を伺ったので、我々自身、各団体自身の自分の問題、切実な問題として、そのタイミングを注視し、そのタイミングにきちんと声をあげていくようなことが重要。これはまさに千載一遇のタイミングと思われる。次に機運が盛り上がるのはいつになるか分からないので、ぜひこの機を逃さずになんとか10歩も20歩も足が進むように公益法人協会として頑張っていってほしい。

(雨宮理事長) 座長としては意見を言えず難しい立場にあるが、自分の意見は伝えている。最後の方のまとめになるとどんな力が働いてくるかは分からないが、多くの公益法人界の人たちに声を上げていただくことが非常に大切だと思うのでよろしくお願いしたい。

② 「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案」についての意見書（鈴木副理事長）

報告によると、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案」について、法制委員会、コンプライアンス委員会を開催し意見をとりまとめ12月5日に提出した。その後12月10日に法律が成立している。本法律について私どもとしては関係ない部分もあるがよく考えると影響してくるものもあり「公益法人としても新法案の内容は少なからず影響を受けるものであることから、寄附文化の醸成や公益法人の健全な発展を阻害することのないよう、以下の意見を申し述べるものである」というスタンスである。意見書の要点は、公益法人についてはもともと認定法17条に寄附の募集に関する禁止行為があり、また認定法27条、28条において、行政庁への報告義務、行政庁による勧告・命令措置等により、公益目的取得財

産残額の没収という厳しい定めがあるので、これで必要にして十分であり、これ以上の重畳的な規制がかかるのはおかしいという一点に尽きる。ただまっとうな公益法人がまっとうな寄附を受けているところ、この法律を奇貨として理屈をつけ寄附を取り戻したいというような動きが出ないとも限らないので、寄附の意思表示の取り消しや、債権者代位権の行使については厳格な解釈と慎重な運用を望み、過去の寄附について適用されるのは困るとして意見を申し述べた。

③ 創立 50 周年記念シンポジウム(10/18)の開催、大会声明他(鈴木副理事長)

報告によると、10月18日に日本教育会館一ツ橋ホールで創立50周年の記念シンポジウムを開催した。会場参加・オンライン参加計320名。皆様からのご参加、ご寄附によるところが大きく心から御礼申し上げたい。主なプログラム内容としては、基調講演「公益法人のガバナンスと成長戦略」(溜箭将之東京大学大学院法学政治学研究科教授)のほか、2つのパネルディスカッションを設けた。1つめは「公益法人制度の環境と課題—10年を振り返る—」と題し、太田会長、勝又英子(公財)日本国際交流センター専務理事、堀田力(公財)さわやか福祉財団会長、山岡義典(公財)助成財団センター会長が意見交換。2つめは「多様化する社会と公益法人—展望と提言—」と題し、鈴木副理事長、片山正夫(公財)セゾン文化財団理事長、清水肇子(公財)さわやか福祉財団理事長、鈴木幸夫(公財)知床自然大学院大学設立財団理事、平井俊邦(公財)日本フィルハーモニー交響楽団理事長、雨宮理事長が意見交換を行った。その後これらを提言にまとめ、「大会声明2022」として発表した。この論点は次の3点である。

I 新たな事態に対応するための施策の要望(①大規模災害等に対する施策の要望、②攻めのガバナンスへの転換の要望、③新しい資本主義による施策の要望)

II 現行の法令等に対する改正や修正の提言(①財務三基準の改正の提言、②変更手続きの簡素化の提言、③情報公開の充実と拡大の提言、④中小規模法人の特例扱いの提言、⑤会計基準との不具合、⑥寄附文化の醸成、⑦芸術文化・スポーツの振興等の要望)

III 公益法人のあるべき姿(①自主的な情報公開と情報発信、②セルフガバナンスの徹底と説明責任、③他の非営利法人との協働)

④ 「訪米調査ミッション2022」の実施結果(鈴木副理事長)

報告によると、同ミッションは、公益法人のよりよい制度環境、活動環境の実現に向け、制度本来の目的にそぐわない民間の担う公益の増進を阻害している要因の解明及びその対応策の検討等を行う目的で2018年から開催している民間法制・税制調査会の一環として企画されたものである。コロナで2年延長していたがようやく9月4日~15日、米国ワシントンDC及びニューヨークに事務局を含め調査団員5名が派遣された。訪問団体から現地地で他団体の紹介を受けたケースもあり当初予定より多くの団体を訪問することができ、実りある調査であった。調査結果を大雑把かつ端的に述べるとすれば、日本で規制を受けていることはアメリカではフリーであるということに尽きる。例えば、小規模法人については、PSTを受けることなく寄附税制の優遇があり定期提出書類も至極簡便なものでよいこと、公益法人に

については遊休財産規制自体存在しないこと、情報公開は自立的に行われていること、立入検査は基本的に実施しておらず定期報告等で問題があった場合に限り実施していること等がある。訪米調査を通じ日本の非営利法人政策の課題の解決につなげたいという考えがあるが、調査報告書としてまとめ一般に公開すると共にできれば内閣府にもレクチャーできる機会があればと思っている。

⑤ 「非営利法人のためのE S G投資研究会」進捗状況（鈴木副理事長）

報告によると、昨年度はE S Gを絡めた投資についての基礎的な勉強を行ったが、今年度は第2フェーズとして「公益法人と資産運用の考え方」を整理し、公益法人向けモデルファンドの組成の検討を行っている。今後の予定としては、今回のスキームが大規模資金（5億円以上の資金）を対象にしているため、少額運用に適した資産運用メニューを年明けより検討し来年4月には全てを包括した報告書を公表したいと考えている。

⑥ 「東アジア市民社会フォーラム 2022」の開催結果（長沼理事）

報告によると、本年は11月18日、動画収録公開型（一部オンライン会議形式）にて「市民社会組織による子ども支援」と題し、開催された。過去13年間、日中韓3か国の持ち回りで開催しており、本年は日本主催。日本側31名、韓国側42名、中国側39名、その他の計117名が参加。子どもの貧困、児童虐待、子育て問題等を、現在のコロナ禍の状況と共に各国が紹介し、意見交換を行った。なお、映像はYouTubeチャンネルで動画公開しておりぜひご覧いただきたい。『公益法人』誌1月号でも報告掲載の予定である。

⑦ 「マスコミ懇談会 2022」の開催（長沼理事）

報告によると、本年は10月13日午後1時に仏教伝道センター7階で開催。テーマは、「公益法人をめぐる最近の動向」として、「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」の動き、公益法人協会創立50周年記念シンポジウムで発表予定の大会声明2022の準備状況と内容紹介の2点であった。報道関係者5名、公益法人関係者含めて計10名が参加。概要は『公益法人』誌12月号で報告掲載したが、このほかにメディアの反応として原田勝広氏（日経新聞元記者）がオンラインマガジンで「公益法人に『新資本主義』の波」として記事を発表された。

⑧ 2022年度上期財務及び会員の状況（長沼理事）

報告によると、2022年4～11月の入退会は入会36、退会12の純増24、総会員数は1,433件で、ここ数年にない好調である。入会動機は、相談室・相談会の利用、セミナーの受講が多い。一方、退会理由は会員サービス等の利用機会減少、専門家の指導を受けている等。今年度からセミナー事業の担当者に会員勧誘の業務も一部担当してもらっており、その効果もあるのではないかとと思われる。

財務状況については、4～9月の年度上期実績は経常収益が約1億3,250万円、経常費用は1億650万円、予算比で収益が56.5%、費用は45.3%で、当期経常増減額では2,650万

円と前年同期比で 190 万円のプラスである。なお、過年度と比較した場合、受取会費はコロナの影響をほとんど受けていない。これは会員の皆様のご支援の賜物である。一方事業収益は浮き沈みが激しく、なかでも最もコロナの影響を受けているのがセミナー事業であるが、会計セミナー、特別セミナー(社福含む)の落ち込み分をオンデマンドセミナーが補っている状況にある。

⑨ その他報告

- 1 「別表H」をめぐり行政庁の動向と当協会の意見(長沼理事) <9月理事会で報告済みの項目であるが本日傍聴した評議員及び顧問向けに再掲したものである>

報告によると、内閣府の「定期提出書類の手引き」において、収支相償の赤字分を法人会計で補てんした場合、他会計振替であるかどうかにかかわらず公益目的事業財産としてみなすという改訂が令和3年6月に行われていたが、実際に定期提出書類の作成を行うこととなった今年の3月以降各団体から疑問が出てきて、公法協にそれらが寄せられていた。内閣府にも問い合わせがあったものと思われ、本年3月に新設されたFAQでは、法令の改正ではなく手引きの記載を明確にしたものと説明されているが、これまで公益目的取得財産残額がマイナスになることも許容していたものがこれからはそれを認めないということであれば、それは法令解釈の変更であり、もしそうであれば理由を開示して欲しいという趣旨で、8月29日付で内閣府に対し要望を出している。

- 2 令和5年度税制改正に対する要望書の提出(長沼理事) <9月理事会で報告済み>

報告によると、7月20日に内閣府に同要望書を提出、併せて与野党にも送付した。10月末~11月に政党ヒアリングがあったが、重点的には、税額控除制度に係るPST要件の撤廃や、災害等、天災に備えるための積立金の柔軟な対応、消費税インボイス制度における経過措置の延長、公益信託制度の抜本的見直しに伴う税制の見直し等を主な内容として説明した。8月末に各省庁より税制改正要望が出そろったが、内閣府の税制改正要望には取り上げられなかった。与党の税制改正大綱は12月15日頃に公表される予定である。

- 3 監事会報告(雨宮理事長)

報告によると、12月8日に開催された本年度第2回の監事会において、上期の事業、財務の状況等について報告し、特に問題は見られなかったとのことであった。ただし、非営利法人のためのESG投資研究会の進捗状況関連の質問が多かったこと、また公益法人協会が主催してESG投資の商品を作るわけではないことを説明したことについて報告があった。

- 4 その他職務執行状況

上記3までに報告を含めた職務執行の項目について、別添の配布資料を元に説明があった。報告内容は公1「普及啓発」(出版、Web、シンポジウム、国内外連携、メディア対

策)、公2「能力開発及び経営・運営支援事業」(相談室、セミナー、機関誌、情報公開、団体保険)及び公3「調査研究・提言」(各種研究会、専門委員会、提言・要望活動)、「法人管理」(役員会、会員、社内システム)であった。

上記までの報告に関して、次の質疑応答があった。

(太田理事) 別表Hに関する問題について。これは認定取り消しということが起こらないと顕在化しない問題だが、明らかに法律違反である。すでに公益法人協会はすでに2014年5月に公益認定等委員会の高野事務局長(当時)宛てにこの問題について要望書を出している。一応公益法人会計研究会で検討されたが、2015年に出された報告書には「たしかにこの問題については2つの考え方がある。1つは減算すべきではない、2つめは減算すべきというもの。しかし会計研究会としては減算しない。公益目的事業会計に法人会計から繰り入れても公益目的増減差額は減算しない」と結論づけている。これに対して公益法人協会はパブリックコメントでもおかしいと意見を述べた。その方向を貫いて欲しい。規則が法律に違反しているのは問題であり、しっかりと問題追及して欲しい。今回大阪府の学識経験者の意見が発端となっていると思うが、公法協は8年前からこの問題の是正を求めている事を想起していただきたい。

(雨宮理事長) まだ内閣府から回答は出ていない。

(早瀬理事) 有識者会議の検討については最終的にパブリックコメントにかかるということだが、これまで、私の経験では現実的にはパブコメ後に内容が変わることはほとんどなかった。典型例が休眠預金の制度に関するパブリックコメントで、168件も寄せられたのに8分で審議が終わった。中間報告が出る前に緊急集会か何かできないか。そのようなものをしないと、影響を与えられないのではないか。

(雨宮理事長) 中間報告については、12月の終わりから1月初めに出ると思う。集会するにしても広報する時間が難しい時期である。中間報告がきちんとした形で出るのであれば皆様に広報するので、皆さまからのご意見はパブリックコメントでなくとも公益法人界としての意見を出していただきたい。

(高宮理事) 東アジア市民社会フォーラムについて。これは国際的な展開で市民が主役、各国の大きな団体の代表が参加する大事な取り組みであり、伝統もある。自分はリアルで参加したが、コロナ下で今回はリアルとネットをうまく組み合わせコンパクトに実施され、非常に成功したと感じた。驚いたのは3か国語を駆使する通訳が極めて活躍されていたこと、また公益法人協会の事務局のネットワークの力、白石主任の活躍も特筆すべきところかと思う。大変ご苦労様だった。

(雨宮理事長) 国際会議をウェブ形式で開催したのは、初めての試みだった。お褒めいただきありがたく思う。

(清水理事) 内閣府有識者会議について。さわやか福祉財団も公益法人協会と一緒に最初からこの問題に取り組ませていただいているが、雨宮理事長は座長としてご苦労も

多いと思うが、率直な課題提起をしていただいていると感謝する。もともとは 11 月末に中間とりまとめというところであったのが、日程がどんどん延びてきており、議論が活発になっているのだと思う一方、議事録概要を見ると当初の会議設置に込められたはずの国の改革熱意が少し違う方向に向かっているのかと感じることもある。50 周年記念シンポジウムで当財団会長の堀田からも提言させてもらったが、対価性のない寄附金を収支相償規制における収入に入れるというのはそもそもおかしい考え方。収支相償撤廃が現状無理だとしても、もともとの考え方のマイナスを何とかゼロに戻さなくてはならないというところでは、最低限でもこの点を改めてもらわなくてはならないのではないかと。寄附も重要な活動参加であり、組織の活動を共に行う意思である。寄附と一緒に非営利活動を進める取り組みが根付くことが社会の寄附文化の創造につながっていくと強く思っている。大変な状況だと思うが私どもも精一杯頑張らせていただきたい。また、死蔵の問題についても、死蔵かどうかは年数で一律に決めるべきものではなくまさに事業計画であり、その組織の運営の判断ではないか。組織の運営判断がしっかりされているかの確認が情報公開であり、ガバナンスである。

(雨宮理事長) おっしゃるとおりである。事業収入と寄附とは関係ないということについて理解が進んでいない。認定法第 14 条をどう解釈するかだけであるが、突破が難しい。

(田中理事) 他の方の発言があったので繰り返しになるが、第 7 回の議事メモを見ると話がやや後退気味。結局また税制の問題になっている。税制をどうのこうのということで制度が動かないというきらいが出てきている。制度改正は本当に絶好のチャンス。ここで半歩といわず、ぜひ 1 歩、乗り切っていただきたい。次にこういう機会がいつあるか、分からないからだ。

また、長沼理事より、2023 年度事業計画書及び収支予算書等の承認に係る次回理事会は 3 月 3 日(金)14 時より、エッサム神田 2 号館にて開催する予定であることが、本日第 1 号議案にて承認された次回評議員会開催日時等とともに報告があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、17 時 05 分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

2022年12月12日

代表理事 時枝 孝子 (雨宮孝子)

代表理事 鈴木 勝治

監 事 谷村 啓

監 事 中田 ちず子

監 事 平川 純子